

となし、人によりて、昇殿をゆるされしこと、栗田左大臣在衡公、中納言にて始て昇殿をゆるされしこと禁秘御抄に見えたる、古は堂上地下といひしは、今之奥近習なり、端の堂上の如したとへば中納言にても、昇殿をゆるされざりし間は、猶地下なり、今之制は、堂上地下と家柄さだまりて、堂上は御元服の節代々昇殿をゆるされ、地下は一切昇殿することなし、又堂上は、禁裏仙洞をはじめ御車寄より昇降せられ、其餘は諸大夫間より昇降するなり、

## 地下の事

今之制は、堂上之外、兩局諸大夫、諸國宮司社家、上階して公卿補任に載せらるといへども、皆地下なり、

〔宣胤卿記〕永正四年正月四日、内藏頭言綱吉田兼滿等來、前内府○實隆原折紙到來、

改年吉兆、逐日重疊、每事令任賢慮候條珍重候、早以面賀可申述候、抑資直叙爵還昇事、可被下知之由候、文章可爲如例候哉、可載如舊之由事候歟、大底土代任預候者爲悅候舊草不引勘之間、不審之事候、期面賀候也、

## 中御門殿

判

如仰嘉祥——抑資直叙爵還昇事、御下知文章可爲如常候歟、於藏人者、昇殿事不及沙汰候間、不可被載如舊之由候哉、只藤原資直所被聽昇殿也、可被下知之狀如件、此分候哉、猶期參賀候、

宣胤

抑資直元六位藏人極薦昇殿事、自叙爵以前、所及御沙汰也、可爲堂上列之由、去々年、殿下○實隆原被執申之處殿上人等一同憤申、去年捧訴狀、連署上人然勅答不可爲堂上列、如久我諸大夫聽昇殿可爲地下分之由被仰云々、本人者猶成應揚之思歟、今度御沙汰又如何、資直父始爲源康俊、一條殿父久任父、大